

島根県地域医療支援会議設置要綱 (改正案全文)

(目的)

第 1 条 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 23 第 1 項の規定に基づき、県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するため、「地域医療支援会議」(以下「支援会議」という。)を設置する。

(支援会議の事業)

第 2 条 支援会議は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 「地域医療支援計画」の策定及び進行管理
- (2) 地域医療支援事業の総合的企画調整
- (3) 地域勤務医師の派遣調整
- (4) 病病連携・病診連携の推進
- (5) 「地域医療支援機構」の活動状況の把握
- (6) 「地域医療拠点病院」の指定に係る推薦及び活動評価
- (7) 地域医療支援センターの運営に関すること
- (8) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に係る計画に関すること
- (9) その他、県・市町村等が地域における医療確保のために実施する事業に対する協力

(組織)

第 3 条 支援会議は、会長及び委員 32 人以内で組織する。

- 2 委員は、医療法第 30 条の 23 第 1 項各号に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 支援会議に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため知事が必要と認めた期間とする。

(会長)

第 5 条 支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 支援会議は、会長が招集し、会長が支援会議の議長となる。ただし、委員の任期開始後最初に開催される支援会議は、島根県健康福祉部長が招集する。

- 2 支援会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第7条 支援会議は、支援会議の事業の一部を付託するため、次に掲げる部会を置くものとする。

(1) 医療 IT 専門部会

(2) 医師専門研修部会

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 第5条第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、島根県健康福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。